

新居浜工業高等専門学校人事選考委員会に関する要項

平成11年 9月 8日 要項第 4号

最終改正 平成29年 3月 6日

新居浜工業高等専門学校人事委員会規程第 6 条第 3 項に基づき、人事選考委員会(以下「選考委員会」という。)に関し、次のとおり定める。

- 第 1 選考委員会は、校長の諮問に応じて、教員人事の選考を行うものとする。
- 第 2 選考委員会は、次の各号の委員 4 人をもって組織する。
 - (1) 候補者が所属する予定の学科等の教授 3 人
 - (2) 当該選考分野に精通する教授 1 人
- 2 学内公募による教授人事においては、より客観的に評価を行うために、当該選考分野に精通する学外の専門家 1 人を加えるものとする。
- 第 3 選考委員会の委員の任期は、人事委員会の当該選考が終了するまでの期間とする。
- 第 4 選考委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。
- 第 5 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。
- 第 6 選考委員会は、候補者を複数選考し、順位を付すものとする。
- 第 7 委員長は、当該選考の結果及び選考経過を、文書により人事委員会委員長に報告しなければならない。
- 第 8 選考委員会は、非公開とする。

附 則

この要項は、平成11年 9月 8日から施行する。

附 則

この要項は、平成13年 8月 29日から施行する。

附 則 (平成28年 3月 24日 一部改正)

この要項は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成29年 3月 6日 一部改正)

この要項は、平成29年 4月 1日から施行する。